

賃貸住宅退去時のトラブルにご注意ください!

春は就職や進学、転勤等で新たな生活を始められる方も多く、アパートやマンション等の賃貸住宅の退去に伴うトラブルが起こりやすくなります。入居から退去にあたっての注意点を学び、トラブルを未然に防ぎましょう。

トラブル事例

- 1 退去時に、原状回復費用(※)として、クロス全面張り替えやハウスクリーニング代など高額な修繕費用を請求された。きれいに使用し、大きな汚れもないのに納得できない!
- 2 退去の立会い時に「修繕箇所はない。」と言われたのに、後になって修繕費用を請求された!

(※) 原状回復費用とは

部屋を入居当時の状態に戻すための費用ではなく、借主の故意・過失等、通常の使用を超える損耗を修繕するための費用
※国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」による。



費用負担の具体例 国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」より

貸主(家主)負担	借主負担
<ul style="list-style-type: none"> 家具設置による床・カーペットのへこみ、設置跡 畳・クロスの変色(日照等自然現象によるもの) テレビ等の後部壁面の黒ずみ(電気ヤケ) 	<ul style="list-style-type: none"> 引っ越し作業で生じたひっかき傷 落書き等の故意による損傷 タバコ等のヤニ・臭い、ペットによる柱等の傷・臭い

※詳細は国土交通省のWEBページを参照してください。

国土交通省 原状回復ガイドライン

アドバイス

契約時には契約内容を十分確認し、理解しましょう!

「ガイドライン」に法的な強制力はなく、あくまで契約書の内容が優先されますので、契約時には原状回復の範囲・内容、退去や解約の手続等について不利な条項や特約が記載されていないかを十分確認し、内容を理解した上で契約するようにしましょう。

入退去時には、貸主と借主の両者で部屋の状況を確認し、写真を撮る等記録を残しましょう!

原状回復費用の内容に不明な点がある場合は、貸主側に十分な説明を求めましょう!

納得できない請求に対しては、「ガイドライン」を参考に貸主側と話し合いましょう。話し合いでも合意が得られない場合は、調停や少額訴訟を利用する方法もあります。



クリーニングのトラブルに注意!

春は衣替えの季節です。クリーニングの利用では、「大事な衣類が変色した」、「紛失された」等の思わぬトラブルが起こることがあります。また、インターネットで申し込む宅配クリーニングのトラブルも目立っています。

トラブルの対処法を学び、賢くクリーニングを利用しましょう!

事例1

高価なワンピースをクリーニングに出し、次のシーズンに着ようとしたところ、生地が縮んで変色していた。

事例2

宅配クリーニングをインターネットで申し込んだが、返却予定日を過ぎても戻ってこない。ようやく戻ってきたら、襟の汚れが取れておらず、苦情を言ったが対応しない。



衣類を預ける際の注意点

衣類の状態(しみ、ほつれの場所等)、付属品の有無、クリーニング方法等をお店の方と確認しましょう。

衣類を受け取る際の注意点

できるだけ早く受け取りに行き、仕上がり状態や付属品の有無を確認しましょう。

インターネットで申し込む宅配クリーニングの場合は

衣類の状態を対面で確認する機会がないため、申込みの際には、衣類の状態等について、できる限り事業者と情報共有しておきましょう。

どうぞ
ご確認ください。



クリーニング事故の賠償制度

トラブルの原因や責任が店側にある場合、「Sマーク」や「LDマーク」が表示されている店では「クリーニング事故賠償基準」に基づき対応されます。

※ただし、預けてから1年、受け取ってから6か月を経過すると補償を求められないため注意が必要です。



Sマーク

厚生労働大臣が認可したクリーニング業の標準営業約款制度の登録店



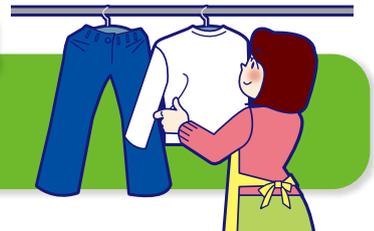
LDマーク

47都道府県クリーニング生活衛生同業組合の加盟店



衣類等の「洗濯表示」が変わりました!

衣類等の洗濯表示が平成28年12月から国際規格に統一するため変更されました。新しい洗濯表示を覚えて、大切な衣類を正しく取り扱きましょう!



なぜ変わったの?



Point 1 海外での衣類の生産や輸入の増加、洗濯機や洗剤の多様化、商業クリーニングの技術向上等に対応するため、これまでの日本独自の洗濯表示を国際規格にならったものに変更し、国内外で統一された洗濯表示になりました。



Point 2 どんな表示になったの?

新しい洗濯表示は5つの「基本記号」と「付加記号」や「数字」の組合せで構成されています。

●5つの基本記号



●付加記号

強さ	[線なし] 通常の強さ	— 弱い	== 非常に弱い	✕ 禁止
温度	• 低い	•• ←→	••• 高い	

※記号だけでは伝えられない情報は、簡単な言葉で記号の近くに記載される場合があります。(例：洗濯ネット使用、あて布使用など)
※表示は、取り扱い方の上限を表しています。表示よりも強く取り扱った場合、衣類にダメージを与える可能性があります。

詳細は消費者庁ホームページ「新しい洗濯表示」をご覧ください。

新しい洗濯表示

検索

地域で高齢者を消費者被害から守るための見守りネットワークづくりを応援します!

愛知県における70歳以上の高齢者の消費生活相談件数は、最近10年間の推移をみると、増加傾向にあり、全相談に占める割合も平成27年度は13%を占め、一人当たりの被害金額も100万円を超えました。

高齢者の消費者被害等をいかに防止するかは、県にとって極めて重要な課題です。高齢者の消費者被害に対応するために、県では、消費生活相談や未然防止のための啓発を行っておりますが、今後はこれらの取組に加え、高齢者の周りにいる人たちが、高齢者の消費生活上の安全に気を配り、消費生活センター等の機関に適切につなぐことで、**地域全体で高齢者を見守る体制づくりを進めることが大切です。**

このため、県では、消費者安全法の「消費者安全確保地域協議会」の仕組みを活用して、今年度、新たに「愛知県高齢者等消費者被害見守りネットワークづくりのための関係団体連絡会議」(*)を設置し、高齢者の見守り活動に関係する県域の団体の方々とともに、高齢者を消費者被害から守るために必要な取組についての情報交換や協議を行うことで、**市町村における見守りネットワークづくりの気運を高め、支援を行ってまいります。**

※消費者安全法に基づく「消費者安全確保地域協議会」です。

消費者安全確保地域協議会

市町村



【県民生活部県民生活課】



特殊詐欺の撲滅に向けた取組にご協力ください

【コノハけいぶ】

平成28年中の愛知県内の特殊詐欺被害は認知件数1,058件(前年対比+183件)被害総額約34億4,600万円(前年対比+1億6,600万円)となり被害は深刻です。愛知県警察では、特殊詐欺の被害を防止するため様々な対策に取り組んでいます。

取組① 金融機関への協力依頼

特殊詐欺の被害を未然に防止するため、金融機関には高齢者のお客様が**高額の現金を引き出す際のお声掛けや警察への積極的な通報(全件通報)**をお願いしています。窓口等で声をかけられた場合は、県民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

取組② ~STOP! 特殊詐欺~ ^{まる}Oっとあいち・絆プロジェクト

昨年から「絆」をキーワードに県民、事業者、自治体の皆様にご参加いただき、皆様と一体となった被害防止対策を推進しています。

このプロジェクトでは、警察本部から特殊詐欺の手口などについて定期的にメールで情報提供しているほか、被害防止のための防犯訓練などを実施しています。

振り込め詐欺の被害者を出さない地域づくりに参加してみませんか。参加方法など詳しくは「愛知県警察HP」をご覧ください。

愛知県警 ^{まる}Oっとあいち・絆プロジェクト

【警察本部生活安全総務課】

大切なあなたのお金を守るため

全件通報

にご協力をお願いします

警察では、特殊詐欺被害防止のため、各金融機関に対し、ご高齢のお客さまが高額の出金をされる際、職員によるお声掛け警察への通報をお願いしています。

STOP! 特殊詐欺 愛知県警察

愛知県警察

振り込め詐欺のご相談は警察相談専用電話「#9110」へ

賞味期限と消費期限について

食品を買う時に多くの人が確認している**賞味期限**と**消費期限**、この二つの違いを知っていますか？

賞味期限とは、開封せず、決められた保存方法を守って保存した場合に、品質を保つことができる期限のことで、この日までならおいしく食べることができます。

消費期限とは、開封せず、決められた保存方法を守って保存した場合に、安全性を保つことができる期限のことで、この日までなら安全に食べることができます。

賞味期限を過ぎててもすぐに食べられなくなるわけではありません。しかし、**消費期限**が過ぎた食べ物を食べると、お腹を壊すかもしれません。食品を買う時には、この**賞味期限**と**消費期限**の違いを理解し、適切に選ぶようにしましょう。



消費期限
H29.2.25

賞味期限
H29.4.1

【健康福祉部生活衛生課】

ガスを使うときは、必ず換気をしましょう！

閉め切った部屋でガス機器を使い続けると、不完全燃焼により一酸化炭素が発生します。一酸化炭素中毒事故を起こさないために、ガス機器を使う時は換気扇を回したり、こまめに窓を開けるなど、必ず換気をしましょう。

一酸化炭素中毒 (CO中毒) とは
ガスの不完全燃焼によって生じる無色・無臭の有毒な気体 (一酸化炭素) を吸って起こる中毒です。重症になると死に至ることもあります。



【防災局消防保安課】

2017年4月から都市ガスの小売全面自由化が始まります！

ガス会社を切り換えようとするときは、正確な情報を収集し、契約内容を十分理解してから契約しましょう。

都市ガスの自由化に関する問合せ窓口
経済産業省資源エネルギー庁相談窓口ホットライン
TEL: 03-3501-3506

都市ガス自由化 エネ庁

暮らしのお役に立ちます 消費者ホットライン ☎188 (いやや!) 身近な相談窓口につながります。

愛知県	■ 愛知県消費生活総合センター ☎(052)962-0999	■ 知多消費生活相談室 ☎(0569)23-3300
	■ 尾張消費生活相談室 ☎(0586)71-0999	■ 西三河消費生活相談室 ☎(0564)27-0999
	■ 海部消費生活相談室 ☎(0567)24-9998	
市町村	※市町村において消費生活センターが整備されることに伴い、尾張、海部及び知多消費生活相談室の相談業務は平成29年3月末をもって終了し、平成29年度は「愛知県消費生活総合センター」及び「西三河消費生活相談室」で相談業務を行います。	
	● 東三河消費生活総合センター ☎(0532)51-2305	● 春日井市消費生活センター ☎(0568)85-6616 (市民活動推進課)
	● 東三河消費生活豊川センター ☎(0533)89-2238	● 豊田消費生活センター ☎(0565)33-0999
	● 東三河消費生活蒲郡センター ☎(0533)66-1204	● 安城市消費生活センター ☎(0566)71-2235
	● 東三河消費生活田原センター ☎(0531)23-3818	● 西尾市消費生活センター ☎(0563)65-2161
	● 東三河消費生活新城センター ☎(0536)23-6260	● 犬山市消費生活センター ☎(0568)61-1800
	● 名古屋市消費生活センター ☎(052)222-9671	● 小牧市消費生活センター ☎(0568)76-1119
	● 岡崎市消費生活センター ☎(0564)23-6459	● 大府市消費生活センター ☎(0562)45-4538
	● 一宮市消費生活相談窓口 ☎(0586)71-2185	● 尾張旭市消費生活センター ☎(0561)53-2111
	● 瀬戸市消費生活センター ☎(0561)88-2679	
	● 知多半田消費生活センター ☎(0569)32-2444 (半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町)	

No! 運転中の「ながらスマホ」 発行/愛知県県民生活部県民生活課 〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 ☎(052)954-6603 「あいち暮らしっく」は、愛知県金融広報委員会の助成金を活用し発行しています。発行月/平成29年2月